

告 示

埼玉県告示第三百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

うれし野モール

埼玉県ふじみ野市うれし野二丁目十六番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） LCホールディングス株式会社 代表取締役 金子修

東京都港区赤坂一丁目十二番三十二号

（変更後） グローム・ホールディングス株式会社 代表取締役 宮下仁

東京都港区赤坂一丁目十二番三十二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社チヨダ 代表取締役 澤木祥二

東京都杉並区荻窪四丁目三十番十六号5F 外 計三者

（変更後） 株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋政男

東京都杉並区荻窪四丁目三十番十六号5F 外 計二者

ハ 変更年月日

令和二年十一月三十日外

ニ 届出年月日

令和三年三月九日

二 縦覧期間

令和三年三月二十三日から令和三年七月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年三月二十三日から令和三年七月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課